

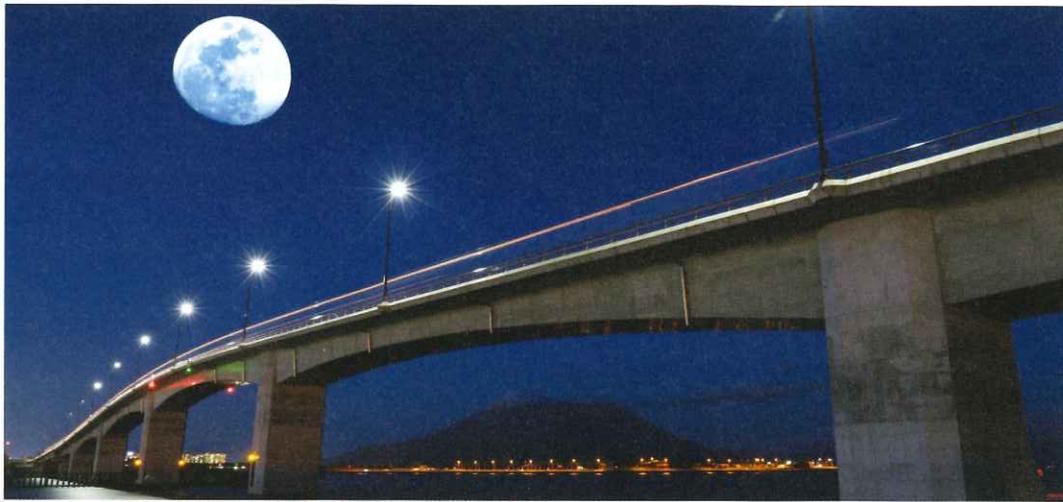
鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2018年(平成30年) October 10月号

鹿児島県最低賃金の改正を答申



黎明大橋（鹿児島市）

目次 CONTENTS

さくらじま……………1
 鹿児島県最低賃金の改正を答申……………2
 墜落制止用器具の安全な
 使用に関するガイドラインの策定について（通達）…2
 改正労働基準法の周知のための勧奨案内について…3～4
 災害に学ぶ
 ～荷役運搬機械に起因する労働災害について～……………5
 生産性向上支援訓練のご案内……………6
 平成30年 業種別死傷災害発生状況（8月末速報値）…6
 保健師からお届け クローバーたより
 ～10月10日は目の愛護デー～……………7
 あなたの事業場でも
 パワーハラスメント対策を始めませんか……………8

鹿児島県労働委員会委員による
 労使間のトラブルに関する無料相談会のご案内……………8
 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です……………9
 働き方・休み方改善コンサルタント活用のご案内……………10
 管理監督者向け
 「治療と職業生活の両立支援」・「心の健康づくり」
 研修会のご案内……………11～12
 ロールボックスパレットに係る安全作業講習会のご案内…13
 基礎から学ぶ労務管理セミナー開催のご案内……………14～15
 安全衛生スタッフ向け
 リスクアセスメント実務研修のご案内……………16～17
 平成30年11月の講習開催のご案内……………18

さくらじま

ドライブや散策に適したシーズンになりました。皆様のご参考になればと思い、薩摩・大隅地方で

の私のお気に入りスポットを集めてみました。

①一番好きな道：それは県道480号線の霧島神宮近くから高千穂河原へ通じる「天孫降臨」の緑のトンネルの道、②日の入の景色：それは笠沙野間の立神側から見た野間岬沖の水平線に陽が落ちる様、③日の出の景色：それは国道448号線の岸良の海岸線から見た太平洋から朝陽が上る様、④美しい夕焼け：それは根占の立神公園から見た開聞岳に陽が落ちた様、⑤雄々しい山肌：それは湯之平展望所から見た怖いぐらいの桜島のゴツゴツとした山肌、⑥美しい山：それは頼娃の瀬平公園から見たきれいな円錐形をした開聞岳、⑦大空に羽

ばたきたくなる所：それは南薩大浦の亀ヶ丘と根占のパノラマパーク西原台、⑧きれいで豊富な湧水：それは横川の大出水の湧水、⑨珍しい源流：それは末吉の国道222号線近くの中岳ダム上流側の山の中腹にある大淀川（宮崎県）の源流（水はほとんどなく、源流点の標柱あり）、⑩源流らしい源流：それは入来峠を八重山側に行った甲突川の源流（棚田も綺麗）、⑪滝：それは東洋のナイアガラと称される曾木の滝と大根占の神川大滝（上の吊り橋からの眺めがまた良し）、⑫絶景露天風呂：それは全国1位にも選ばれているたまたま箱温泉（ヘルシーランド）、などなど。鹿児島には、心が癒される自然・景色がテンコ盛り。心とからだの健康づくりのためにも、鹿児島の秋を満喫してみませんか。最後に、霧島神宮の紅葉もなかなか綺麗ですよ！

鹿児島県最低賃金 時間額761円で決定（10月1日発効）

鹿児島労働局賃金室

鹿児島地方最低賃金審議会（石塚孔信会長）は、8月6日、鹿児島県最低賃金を現行の時間額737円から24円引き上げ、761円に改正するよう鹿児島労働局長に答申しました。

この答申は、7月4日に鹿児島労働局長からなされた鹿児島県最低賃金の改正について調査審議を求める諮問に対する答申で、同審議会において、公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員により、現下の最低賃金を取り巻く状況や最低賃金の原則を踏まえ、精力的かつ慎重な審議を重ねた結果、得られた結論です。

この答申を受けて、鹿児島労働局長は、公示などの手続きを経て、答申どおり時間額761円に改正する決定を行っており、改正額は10月1日に発効します。

鹿児島県最低賃金は、パート、アルバイトを問わず、鹿児島県内で働くすべての労働者に適用されます。

また、これと特定（産業別）最低賃金の両方が適用される場合には、高い方の金額で計算した賃金を支払う必要がありますので、適切な対応をお願いします。

24円の引上げは、最低賃金額が時間額のみで示されるようになった平成14年度以降最大の引上げとなります。

なお、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業として、業務改善助成金（生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金）がありますので、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）まで、ぜひお気軽にご相談ください。

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定について

（公社）鹿児島県労働基準協会

平成30年7月13日、鹿児島労働局長より当協会長へ墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定について周知依頼が別紙のとおりありました。

つきましては、墜落制止用器具の安全な使用について一層の推進をお願い致します。
（別紙）※本ガイドラインは、当協会ホームページ⇒新着情報（2018年8月2日）からご覧頂けます。

各団体の長 殿

鹿労発基0713第3号
平成30年7月13日

鹿児島労働局長

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第184号）が平成30年6月8日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第75号）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第249号）（以下「改正政省令等」という。）が平成30年6月19日にそれぞれ公布又は告示され、平成31年2月1日から施行又は適用することとされたところです。

また、今後、改正政省令等の内容を踏まえ、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）の全部を改正し、平成31年2月1日から適用する予定です。

今般、これらの施行又は適用等を見据えて、改正政省令等に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、事業者における墜落制止用器具の安全な使用を促し、墜落及び転落による労働災害防止をより一層推進するため、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を別添1のとおり策定したところです。

貴団体におかれても、本ガイドラインの趣旨を御理解の上、貴団体会員に対し、別添2のパンフレットを活用するなどにより周知徹底を図るとともに、墜落制止用器具の安全な使用につきまして、一層の推進を図られるようお願い申し上げます。

労働基準協会会員みなさまに 改正労働基準法をお知らせしたい!

【鹿児島労働局・労働基準監督署】



2018年6月29日、働き方改革関連法が成立し、**労働基準法**は制定以来70年ぶりに**大きく改正**されます

残業は月100時間もないし、高度プロフェッショナルの職種もないから、関係ないと思うんだけど



改正内容は、時間外労働の上限規制や高度プロフェッショナル制度**だけじゃない**のです



実は、**年次有給休暇の5日の取得義務**が、最もみなさまに影響があるのではないかと考えています

それは知らなかった



いつから義務になるの？



来年（2019年）4月1日から順次施行されていきます

知らないで大変なことになりそうだね



もっといろいろと知りたいんだけど、どうしたらいいかな



次頁でご案内します

改正労働基準法のお知らせ方法

① 業界や地域などの団体単位で

業界団体や地域の団体の**定例会**、**勉強会**などに職員が出張してご説明します



② 企業単位で

立入調査・指導ではありません！

職員が**個別に訪問**して、改正法の説明や、各企業の実情に合わせた労働時間管理などのアドバイスをいたします



問い合わせ方法

- 以下をご記入の上、最寄りの労働基準監督署又は鹿児島労働局労働基準部監督課にFAXを送信してください
- 後日、担当から日程調整などのご案内の電話をいたします

【FAX送付先（FAX番号）】

最寄りの労働基準監督署

鹿児島署 (099-214-9186) 鹿屋署 (0994-41-7394)

川内署 (0996-20-0874) 加治木署 (0995-63-3348)

名瀬署 (0997-52-6869)

鹿児島労働局労働基準部監督課 (099-226-7772)

..... 以下をお送りください

いずれかに☑をお願いします

- 団体として説明を希望します（団体様の場合）
- 個別訪問を希望します（企業様の場合）

| | |
|---------|--|
| 団体名・企業名 | |
| 所在地 | |
| 電話番号 | |
| ご担当者様 | |

災害に学ぶ

荷役運搬機械に起因する労働災害について

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

平成29年における鹿児島県内の休業4日以上労働災害は、1,961人でした。これを、労働災害に関係した起因物別に見てみますと、

1位「仮設物、建築物、構築物等」593人（30.2%）、2位「動力運搬機械」193人（9.8%）、3位「用具」139人（7.1%）、4位「一般動力機械」128人（6.5%）でした。

このうち、2位の「動力運搬機械」の内訳を見ると、トラック140人（死亡3人）、フォークリフト24人（死亡1人）、コンベア23人（死亡1人）の順となっています。

今回は、動力運搬機のうち、フォークリフトが起因物となった労働災害事例について紹介します。

事例1 墜落災害

【災害発生状況】

会社の倉庫内で、被災者が棚の商品の個数を調べようと、ピッキング式フォークリフトのフォークに差したパレットに乗り、地上から1.3mの高さまで上がって検品していた際、パレットから右足を踏み外して床に墜落し、右肋骨を骨折したものの。

【災害発生原因】

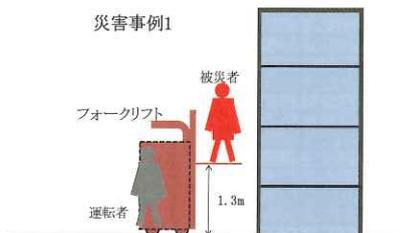
被災者が、フォークリフトを用途外使用である昇降設備として使用したこと。

被災者は、年末の多忙もあって、定められた作業手順を守らず、自己の判断で用途外使用を行いました。

【再発防止対策】

フォークリフトを昇降設備として使用することは、法令で用途外使用として禁止されていること、また、定められた作業手順について確実に遵守するよう、再教育や見える化（表示等）等により、関係者に周知徹底する必要があります。

また、本事例のような作業を行う場合は、まず、目的に合った安全な点検台等を使用できないか検討すべきです。



事例2 接触災害

【災害発生状況】

被災者（トラックの運転手）が、荷下し先の倉庫で、1立方メートルの牧草の塊をトラックから下ろす作業において、荷下ろし先の労働者が、フォークリフトで牧草を下ろそうと、フォークリフトのフォークを牧草の下に差し込もうとしたが、牧草がビニールで包装され荷台に直接積み込まれていたことから、フォークがうまく入らなかった。このため被災者が作業を手伝おうと、トラックの荷台に乗り、フォークリフトの反対側から、パレットを図の様に立てて牧草を押しフォークに載せようとし

たところ、フォークリフトの牧草を押す力に負け、使用していたパレットとトラック荷台のアオリの間に左足を挟まれ骨折したものの。

【災害発生原因】

被災者が、運転中のフォークリフトにより危険を及ぼすおそれのある場所及び方法で、荷下ろし作業を手伝ったこと。

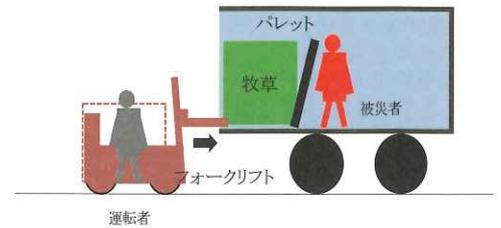
また、フォークリフトの運転手が、被災者の位置及び作業内容を把握していなかったこと。

【再発防止対策】

運転中のフォークリフトにより危険を及ぼすおそれのある場所で作業を行わせないこと。（必要に応じて、フォークリフトの運転を停止させることも必要です。）

また、作業指揮者の配置や、より安全な作業方法とするために、事前に、十分な検討を行うことが必要です。

災害事例2



【その他労働災害を防止するために講ずべき措置】

① フォークリフトからの墜落、転落災害の防止について

フォークリフトからの墜落、転落災害の多くは、フォークリフトのフォークやフォークに差したパレット上での作業中に発生しています。本来、フォークリフトは運転席以外に人を乗せてはいけません。また、設計上もそのような想定はされていません。想定外の使い方で行うと、不安全な行動から、労働災害を誘発させてしまいます。労働者がそのような行動を取らないためには、フォークリフトの適切な使い方について、十分な安全教育を実施する必要があります。

② フォークリフトによる接触災害の防止について

フォークリフトによる接触災害の多くは、労働者がフォークリフトの作業範囲内に立ち入ったことにより発生しています。

法令では、フォークリフトにより作業を行う場合は、予め作業計画を策定しなければなりません。その際は、フォークリフト、作業者及び歩行者の作業範囲等を明確に区分することが原則となります。明確な区分が困難な場合は、誘導員を配置し、運転中は警報音を鳴らす等して、周囲の作業者等に注意を促す必要があります。

【おわりに】

事例2のような作業においては、労働者が荷下ろし等の荷に、善意で安全性の確認をすることなく手を出してしまうことがよくありますが、フォークリフト等の荷役運搬機械を用いて作業を行う場合は、このような行動は、大変危険です。

労働者の中には、作業の危険性に対する認識が薄れるとともに、慣れも手伝ってか、これくらいは大丈夫と考える方も少なくありません。

このような不安全な行動、考えを無くすためには、計画的に適切な時期を捉えて、繰り返し教育を行って行くことが必要です。

生産性向上支援訓練のご案内

鹿児島労働局訓練室

労働者の就業意欲の向上を図るためには、心身の健康確保に加え、仕事と生活の調和を図るなど、企業における「働き方改革」を推進することが求められています。

このため、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部では、ポリテクセンター鹿児島内に「生産性向上人材育成支援センター」を設置し、中小企業等の生産性向上に資する人材育成支援に取り組んでいます。

具体的には、企業の生産性向上に必要な生産管理、品質管理、原価管理、物流、IoT、マーケティング等に関する知識やスキルを習得するための在職者向け訓練の実施によって、労働者一人ひとりの生産性を向上させ、さらには、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ることを目的としています。

生産性向上人材育成支援センターでは、新任層から管理者層まで、幅広い階層に応じた訓練カリキュラムの提案のほか、条件を満たした場合に利用できる人材開発支援助成金に関するアドバイスも行っておりますので、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部 生産性向上人材育成支援センター TEL 099-254-3774

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成30年7月分】

県内有効求人倍率 1.34倍（前月比0.05P増）
全国有効求人倍率 1.63倍（前月比0.01P増）

県内正社員有効求人倍率 0.94倍（前年同月比0.14P増）
全国正社員有効求人倍率 1.11倍（前年同月比0.13P増）

※ 本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、平成30年7月の県内有効求人倍率は過去最高となり、27か月連続で1倍台を推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、産業によって求人増減にばらつきがみられることから、今後の求人・求職の動きに注視が必要と思われます。

各種助成金、活用していませんか？

鹿児島労働局職業対策課

障害者、発達障害者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する助成金制度があります。

主な助成金は下記のとおりです。

【特定求職者雇用開発助成金】

- 特定就職困難者コース
- 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
- 障害者初回雇用コース

障害者の種別、程度及び雇用条件等により支給対象とならない場合があります。

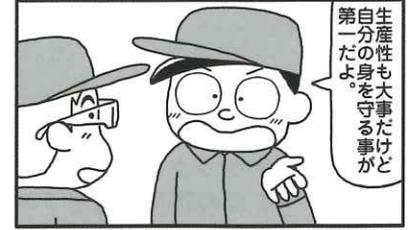
ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

平成30年 業種別死傷災害発生状況（平成30年8月分速報版）

鹿児島労働局

| | 平成30年 | | 平成29年 | | 増減数 | |
|-------------------|-------|------|-------|------|------|------|
| | 死傷者数 | 死亡者数 | 死傷者数 | 死亡者数 | 死傷者数 | 死亡者数 |
| 全産業 | 1,125 | 6 | 1,125 | 12 | 0 | -6 |
| 1 製造業 | 221 | 0 | 233 | 1 | -12 | -1 |
| 1 食料品製造業 | 122 | | 149 | 1 | -27 | -1 |
| 4 木材・木製品製造業 | 17 | | 15 | | 2 | |
| 9 窯業土石製品製造業 | 12 | | 12 | | | |
| 11～12 金属製品製造業 | 13 | | 17 | | -4 | |
| 13～15 機械器具製造業 | 17 | | 13 | | 4 | |
| 上記以外の製造業 | 40 | | 27 | | 13 | |
| 2 鉱業 | 6 | 0 | 4 | 0 | 2 | 0 |
| 3 建設業 | 174 | 2 | 184 | 6 | -10 | -4 |
| 1 土木工事業 | 66 | | 75 | 2 | -9 | -2 |
| 2 建築工事業 | 93 | 2 | 78 | 4 | 15 | -2 |
| 3 その他の建設業 | 15 | | 31 | | -16 | |
| 4 運輸交通業 | 136 | 0 | 113 | 2 | 23 | -2 |
| 1 鉄道・航空機業 | 7 | | 7 | 1 | | -1 |
| 2 道路旅客運送業 | 14 | | 10 | | 4 | |
| 3 道路貨物運送業 | 114 | | 95 | 1 | 19 | -1 |
| 4 その他の運輸交通業 | 1 | | 1 | | | |
| 5 貨物取扱業 | 17 | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 |
| 1 陸上貨物取扱業 | 7 | | 8 | | -1 | |
| 2 港湾運送業 | 10 | | 9 | | 1 | |
| 6 農林業 | 54 | 2 | 59 | 1 | -5 | 1 |
| 1 農業 | 23 | 1 | 31 | | -8 | 1 |
| 2 林業 | 31 | 1 | 28 | 1 | 3 | |
| 7 畜産・水産業 | 57 | 0 | 63 | 0 | -6 | 0 |
| 8 商業 | 135 | 0 | 126 | 0 | 9 | 0 |
| 1 卸売業 | 15 | | 20 | | -5 | |
| 2 小売業 | 97 | | 87 | | 10 | |
| 3 理美容業 | 3 | | 2 | | 1 | |
| 4 その他の商業 | 20 | | 17 | | 3 | |
| 9 金融・広告業 | 8 | 1 | 15 | 0 | -7 | 0 |
| 11 通信業 | 15 | 0 | 13 | 0 | 2 | 0 |
| 12 教育・研究業 | 10 | 0 | 8 | 0 | 2 | 0 |
| 13 保健衛生業 | 158 | 0 | 157 | 0 | 1 | 0 |
| 1 医療保健業 | 75 | | 65 | | 10 | |
| 2 社会福祉施設 | 78 | | 89 | | -11 | |
| 3 その他の保健衛生業 | 5 | | 3 | | 2 | |
| 14 接客娯楽業 | 56 | 0 | 65 | 0 | -9 | 0 |
| 1 旅館業 | 9 | | 13 | | -4 | |
| 2 飲食店 | 25 | | 32 | | -7 | |
| 3 その他の接客娯楽業 | 22 | | 20 | | 2 | |
| 上記以外の事業 | 78 | 1 | 68 | 2 | 10 | -1 |
| 10 映画・演劇業 | 0 | | 1 | | -1 | |
| 15 清掃・と畜業 | 43 | 1 | 32 | 1 | 11 | |
| 16 官公署 | 2 | | 0 | | 2 | |
| 17 その他の事業 | 33 | | 35 | 1 | -2 | -1 |
| 陸上貨物運送事業（4-3・5-1） | 121 | 0 | 103 | 1 | 18 | -1 |
| 第三次産業（8～17） | 460 | 2 | 452 | 2 | 8 | 0 |

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



保健師からお届け クローバーたより

10月10日は目の愛護デー!!

外界から得る情報の約8割は目から得ている

健康 第一 クロ葉さん♪

おいしい好きな秋が来たぞ紅葉狩りに行こう! お気に入りのジャケットでいっど

あなた、帽子を! サングラスはいいから?

もう秋だから大丈夫だろう!

もう! 紫外線対策は1年を通してって勉強したばかりでしょう!

じゃったな!

お前のかわいい顔をずっと見続けるために、気を付ける

クロ葉さんの健康への道はまだまだつづく...

出番ですよー!!

おいしい健康法 31歳 男性 【鹿児島市在住】

30歳をすぎ、いろいろ考えるようになりました。食事は白米の量を減らすようにしています。(間食が増えた気もしますが。)3か月前からジムにも2回/週、通い始めました。(まだ成果は出ていません。笑) 2か月の娘にちょっかいを出しながら触れ合うことが一日の癒しです。娘のためにも健康に気を付けていきたいと思えます。

ジムの成果が楽しみ! 次はわいの番だぞ! バトンタッチ!!

~目の健康寿命を延ばすために、生活習慣を見直そう~ <PC・スマートフォンの使用状況どうですか?>



画面との距離が近いと、ブルーライトの影響が強くなる!

- 画面との距離は40cm以上を保とう
- 手元や部屋が暗いと目の負担になる
- まぶしくない程度に設定しよう
- 作業中はまばたきが減り、目が乾燥している
- ドライアイの原因に! 意識的にまばたきをしよう

【ブルーライト】

省エネ化(LED)やIT環境の普及により暴露量が増えている! 直接、網膜まで届き視力低下の要因となる。ブルーライトカットの眼鏡や画面設定で対策を!

【目の日焼け対策していますか?】

紫外線による影響

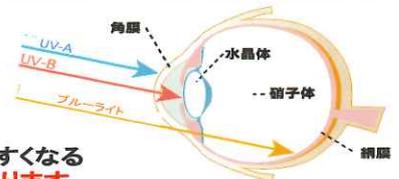
UV-A:長い年月をかけシワやシミの原因となる

UV-B:直接、網膜まで届き強い影響を及ぼす

目が受けた紫外線の影響は、脳に伝わる!

体全体のメラニン色素が作られ、肌が日焼けしやすくなる

目にも紫外線対策を! 一年を通して行う必要があります



- サングラスや保護メガネの使用
- つばの広い帽子をかぶる
- 日傘を使用する

サングラスはUV機能付きレンズの色は薄めを選ぶ

【日常生活での目の愛護ポイント】

☆目の休養をとりましょう! 良質な睡眠は、疲労回復効果があります



長時間の使用はやめて、1時間毎に5分でも休憩を! 画面から視線を離し外の景色を見たり軽い運動をすると疲労予防やリフレッシュ効果が得られる

☆血流をよくすることも大切です 有酸素運動を習慣化しよう!

目には細い毛細血管が多く酸素不足状態になりやすい

体の血流が良くなることで、目の酸素不足も改善される

酸素不足が改善されると栄養状態が良くなり老廃物の排泄も促進される

入浴や目の周囲を温タオルで温めることもオススメ!

☆食生活を整えましょう 3食、栄養バランスのとれた食生活が基本です

オススメ食材

抗酸化作用のある食材 老化防止効果が! 目の機能維持にも重要



ほうれん草 赤ワイン 青魚

ビタミン類も摂ろう 粘膜を保護・眼精疲労や視力低下を防いでくれる



果物 レバー 緑黄色野菜

クロ葉 健一

仕事も捗くつど

日頃んケアで

目の愛護

休憩しっせい

忙しくて

クロ葉 心の狂言

健康の保持・増進のお手伝いをします!!



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター-鹿児島
〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631



第2木村団地バス停より徒歩3分 上塩屋電停より徒歩6分



あなたの事業場でもパワーハラスメント対策を始めませんか

鹿児島労働局雇用環境均等室

パワーハラスメント対策ポスターとリーフレットの無料配布を行っています。

厚生労働省本省において、パワーハラスメント対策ポスター（B2）、事業主向けリーフレット（A4 6ページ）、従業員向けリーフレット（A4 6ページ）の無料送付を行っています（1事業場あたりポスター5枚、リーフレット各10部）。申し込みはパワハラ対策のポータルサイト「あかるい職場応援団」から行うことができます。

あなたの事業場のパワーハラスメント対策に是非ご活用ください。

先着で全国1000事業場までとなります。配布部数終了の際はご了承ください。申込期限は平成31年2月28日までです。

パワーハラスメント対策専門家派遣事業

パワーハラスメント対策に取り組む企業を支援するため、パワーハラスメント対策の専門家等を希望する個別企業に派遣し、パワーハラスメント対策の実施についての具体的な手法、個別事案が起こった場合の対応のアドバイスや企業内研修等を実施いたします（利用無料）。パワーハラスメント対策をこれから始めたい企業なども対象です。実施対象企業は100社です。「あかるい職場応援団」からお早めにお申し込みください。

明るい職場応援団 <http://no-pawahara.mhlw.go.jp>

鹿児島県労働委員会委員による 労使間のトラブルに関する無料相談会が開催されます。

鹿児島個別労働紛争解決制度関係連絡協議会

平成30年10月21日(日) 10:30-15:30リナシティ鹿屋（合同相談会）、平成30年10月23日(火) 14:30-17:00 県庁労働委員会、平成30年10月27日(土) 10:00-16:00 鹿児島市勤労者交流センターにおいて鹿児島県労働委員会委員が回答します。

詳細は、鹿児島県労働委員会ホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/rodoiinkai/index.html>）まで

安全・健康の決意新たに
トップの率先 現場の改善

2018 横浜 YOKOHAMA

第77回 全国産業安全衛生大会

開催期間 平成30年 10月17日(水) → 10月19日(金)

総合集会 10月17日 / 分科会 10月18日、19日
横浜アリーナ

参加費 12,900円

10/17 総合セッション
10/18 分科会セッション
10/19 閉会セッション

10/17 総合セッション
【日本の未来-働き方改革、高齢化、技術革新】
伊藤 元重 氏

10/18 「わが群馬人生」
スプレッドワーク 中畑 清 氏

10/19 「ひんしゅウーキング」
デューク 更家 氏

JISHA 中災防

国内最大級の安全衛生保護具・機器等の展示会に、ぜひご来場ください!

緑十字展 2018 Green Cross Exhibition 横浜

動く人の安心づくりフェア in 横浜

入場無料

会場 パシフィコ横浜 展示ホールD

開催期間 2018年 10月17日(水)・19日(金)

17日(9:30-17:30)
18日(9:00-17:00)
19日(9:00-15:00)

同時開催 第77回 全国産業安全衛生大会

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

各企業において、来年度の業務計画等の作成に当たり、従業員の年次有給休暇の取得を十分に考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

【年次有給休暇の取得率は】

年次有給休暇の取得率は、近年微増傾向にあるものの、平成28年で49.4%と5割を下回っています。



【厚生労働省は、10月を「年次有給休暇取得促進期間」と設定！】

厚生労働省は、平成26年度から、次年度の年次有給休暇の計画的付与について、労使で話し合いを始める前の時期である10月を「年次有給休暇取得促進期間」と定め、労使に対する働きかけをはじめ、各種広報事業等を行っています。

【労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、労働者の年次有給休暇について時季を指定！】

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、10日以上のある年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。なお、この時季指定を行わなければならない5日間について、計画的付与制度をはじめ、労働者が取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなります。

事業主(使用者)の皆様へ、来年度の業務計画等の作成に当たり、従業員の年次有給休暇の取得を十分に考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

詳細については、厚生労働省のホームページ「働き方改革の実現に向けて」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>)をご覧ください。

【キッズウィーク】 地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組(キッズウィーク)が平成30年度から始まっています。子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう!



厚生労働省 | 鹿児島労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方、見直しませんか？

働き方・休み方改善コンサルタント 活用のご案内

ご利用は
無料です

鹿児島労働局
働き方・休み方

検 索

従業員の定着率が悪い。
なかなかいい人材が集まらない。



労働時間設定改善のための
助成金制度を知りたい。



有給休暇を効率的に
使ってもらいたい。



勤務時間の変更や
変形労働時間を採用したい。



時間外労働を削減したいけど
方法が分からない。



このようなことでお困りではありませんか？

「働き方改革」の実現のためには、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本人の働くということに対する考え方そのものを転換し、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

長時間労働を抑制し、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を行うことは、誰もがよりよい働き方・休み方(ワーク・ライフ・バランス)を実現できるのみならず、企業としても生産性の向上や効率的な経営、人手不足対策にもなり、企業の成長・発展につながるものです。

そのために、「働き方・休み方改善コンサルタント」が、個々の企業の労働時間や休暇制度等に関して、問題点の把握や対策を一緒に考えながら、効果的な取組を提案させていただき、企業の「働き方改革」を支援します。

企業の皆さまにおかれましては、優秀な人材の確保・定着のためにも、魅力ある企業として、働き方改革に向けた取組について、ご検討いただきますと共に個々の企業の実態に応じた「働き方改革」の推進に当たり、「働き方・休み方改善コンサルタント」をご活用いただきますようご案内いたします。

【問合せ・申込先】



厚生労働省 鹿児島労働局雇用環境・均等室 働き方・休み方改善コンサルタント
☎099-223-8239 〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

管理監督者向け

（鹿児島労働局・鹿児島産業保健総合支援センター共催）

「治療と職業生活の両立支援」・「心の健康づくり」研修会

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す「治療と職業生活の両立支援対策」への取組を進めています。また、事業場においては、健康診断に基づく健康管理やメンタルヘルス対策を始めとして、労働者の健康確保に向けた様々な取組が行われています。

この機会にぜひ研修会にご参加いただき、両立支援を巡る状況、両立支援の位置付けや意義、両立支援を行うに当たっての留意事項などの両立支援対策の概要や心の健康づくり（メンタルヘルス対策）の進め方などの理解を深め、事業場におけるこれからの取組にお役立てください。

1 受講対象者

鹿児島県内の事業主・管理監督者・衛生管理者・衛生推進者・産業保健健スタッフなど

2 日・会場（1事業場1会場、2名様までのお申し込みとしてください。）

| | | | | |
|---|-----------|---------|-------------------------------|--------|
| ① | 10月16日（火） | 川内地区会場 | ホテルオートリ ◇薩摩川内市白和町1-20 | 定員70名 |
| ② | 10月22日（月） | 霧島地区会場 | 霧島商工会議所 ◇霧島市国分中央3-44-36 | 定員70名 |
| ③ | 10月30日（火） | 鹿児島地区会場 | マリンパレスかごしま ◇鹿児島市与次郎二丁目8番8号 | 定員100名 |
| ④ | 11月 1日（木） | 奄美地区会場 | 奄美文化センター ◇奄美市名瀬長浜町517番地 | 定員40名 |

3 研修プログラム（4会場とも共通）

| | |
|------------------------|---|
| 13:00～13:25 | 受付 |
| 13:30～13:35 | 開会 ・挨拶 労働基準監督署長 |
| 13:35～16:00 (休憩10分) | 研修 ①治療と職業生活の両立支援（13:35～14:50） 両立支援対策の概要、両立支援の意義・進め方など 講師：両立支援促進員 ②心の健康づくり（15:00～16:00） メンタルヘルス対策の進め方、ストレスチェック制度など 講師：メンタルヘルス対策促進員 |
| 16:00～16:30 | 閉会 ・質疑、個別相談 ・アンケート記入、個別支援票捺印 |

4 申込期限

①・②会場 平成30年10月9日（火）、③・④会場 平成30年10月22日（月）まで。
（先着順、定員に達し次第受付を終了いたします。）

5 申込方法

裏面のFAX参加申込票かメールフォームよりお申し込みください。

6 受講料

無料

<https://ssl.formman.com/form/pc/xu9XV3XBUpfP7uf/>



メールフォームQRコード

FAX参加申込票

（鹿児島産業保健総合支援センター FAX 099-252-8003）

管理監督者向け「治療と職業生活の両立支援」・「心の健康づくり」研修会

1 事業場 1 会場まで

①・②会場 10月9日（火）締切
③・④会場 10月22日（月）締切

| | 参加希望 会場に○ | 会 場 | 日 程 |
|---|--------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| ① | | 川内地区会場 ◇ホテルオートリ 会議室 | 平成30年10月16日（火） 13:00受付開始、13:30研修開始 |
| ② | | 霧島地区会場 ◇霧島商工会議所 大研修室 | 平成30年10月22日（月） 13:00受付開始、13:30研修開始 |
| ③ | | 鹿児島地区会場 ◇マリnpalesかごしま マリンホール | 平成30年10月30日（火） 13:00受付開始、13:30研修開始 |
| ④ | | 奄美地区会場 ◇奄美文化センター 第1会議室 | 平成30年11月 1日（木） 13:00受付開始、13:30研修開始 |

事業場名 _____ 従業員数（ _____ 人）

所在地 〒 _____ 鹿児島県

TEL _____ FAX _____

参加者① 職・氏名 _____

参加者② 職・氏名 _____

連絡先（ご担当者職・氏名） _____

1 事業場 2 名様まで

◆受付完了のご連絡は、参加申込票に不備がない限り致しかねます。不着を防ぐため、FAX送信された場合は念のため受信の有無を、鹿児島産業保健総合支援センター 担当：崎田（TEL099-252-8002）までご確認ください。

◆研修参加当日は出席者ご本人の印鑑（認印）をご持参ください。

独立行政法人 労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター
〒890-0052 鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4階
TEL: 099-252-8002 Fax: 099-252-8003
URL: <http://kagoshimas.johas.go.jp> Email: info@kagoshimas.johas.go.jp

荷主等企業・事業場の安全衛生ご担当者様へ

【厚生労働省委託事業】
ロールボックスパレットに係る安全作業講習会のご案内



陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示し、その周知・普及を図っております。

特に、ロールボックスパレットについてはその普及に伴い、近年労働災害が多数発生しているため、厚生労働省の委託事業として、ロールボックスパレット使用時の労働災害防止対策についての講習会を全国47か所で開催します。鹿児島県での開催日時等は下記のとおりです。

荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の企業・事業場の担当者の積極的なご参加をお待ちしています。

～講習会の主な内容～

- 1 **開催日時** 平成30年11月20日（火）
13：00～16：30（受付開始12：30）
- 2 **開催場所** オロシティー 第2展示場
鹿児島市卸本町6-12
- 3 **講習会の内容**
 - (1) 鹿児島労働局労働基準部長 挨拶
 - (2) 荷役ガイドライン・関係法令等の説明
 - (3) ロールボックスパレット使用時の労働災害防止対策
講師：向鶴和幸 労働安全コンサルタント
 - (4) 質疑応答
 - (5) アンケート記入

4 **定員** 50名程度（先着順です。）

5 **参加費及びテキスト代** 無料

6 **参加申込み**

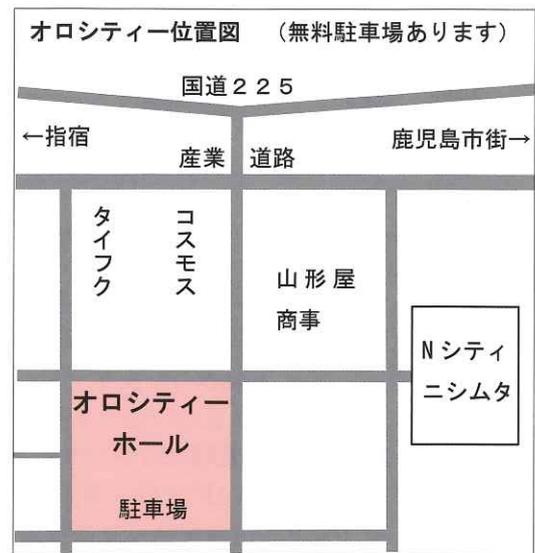
参加申込は、下記参加申込書にご記入し、**（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部までファックスでお申し込みください。（受講票等は送付いたしません。）**

7 **問合せ先** 電話番号（コーディネーター名）

事務局（呉（こう）労働安全コンサルタント：及川豊）TEL&FAX 099-259-4869 携帯 090-6290-8559

8 **お願い**

当日は、軍手（滑り止めのついたものがよい）の持参、安全靴及び作業可能な服装での参加をお願いいたします。



第2駐車場をお使いください

切り離さず、A4判のまま送付してください

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 鹿児島支部 FAX 099-259-4869

ロールボックスパレットに係る安全作業講習会 参加申込書

| | | |
|--------|----------------------------|--|
| 参加者氏名 | | |
| 事業場名 | (業種：) | |
| 住所 | 〒 | |
| 電話番号 | TEL | |
| ご担当者氏名 | ふりがな ご担当者名 | |
| 受講の修了書 | 修了書： 必要 不要 (どちらかに○をしてください) | |

参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習会以外は使用いたしません。

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 鹿児島県支部では、

この厚生労働省からの委託を受けて、訪問介護、特養、老健等の介護事業場を対象に

「基礎から学ぶ労務管理セミナー」の開催

介護事業場を直接訪問して行う支援（助言・アドバイスなど）

を実施（介護事業場就労環境整備事業）いたします。

費用は無料です。セミナーに使用するテキスト・資料等も無料進呈します。

★ 利用されるセミナーへの出席又は個別訪問支援を利用される 介護事業場 を募集しています。

[利用 申 込 書]

この用紙でFAX（099-226-7429）してください。

※ セミナーについては、定員（30名）になり次第締め切ります。

※ 該当する□に✓を記入してください。

「基礎から学ぶ労務管理セミナー」に参加します

日時：平成30年11月14日（水）午後2時～午後4時

場所：ホテルタイセイアネックス2号館3階Bホール（TEL099-257-1273）

鹿児島市中央町4-32、鹿児島中央駅より徒歩3分（市電高見橋電停前）

駐車場は有料（40分毎に100円）

| | | | |
|------|--|------------------|--|
| 事業所名 | | TEL | |
| 所在地 | | 介護事業の種類（特養、老健など） | |
| 出席者名 | | | |

個別訪問支援を希望します

訪問日時等の詳細については後日ご連絡、ご相談のうえ決定します。

| | | | |
|------|--|--------|--|
| 事業所名 | | 連絡先TEL | |
| 所在地 | | 担当者名 | |

※ 問い合わせ先 TEL099-226-7427 鹿児島県労働基準協会 鹿児島支部 迫田



平成30年度 厚生労働省委託事業

採れない！
定着しない！
育たない！

労務管理に
少々不安を感じている
介護事業者の皆さん！

そんな悩みからの解放は、
働く環境を整えるのが「王道」で「近道」です。

■夜勤やシフトを上手く回りたい!!

■職員の労働時間や休憩、休日・休暇は大丈夫かな？

■残業や休出の割増賃金、宿直手当は大丈夫かな??

■職員の年休や育児・介護ニーズに応えられているかな？

■是非とも
無くしたい!!

- ①また一人、腰痛で辞めた。
- ②メンタル、ハラスメントで辞めてしまった。
- ③送迎・訪問途上に自動(転)車で事故った。

こうした就労環境を整えるのを私達がお手伝いします。

① セミナーで解説して支援
難しい法律用語も平易に判り易く解説。

② 個別に訪問して支援
専門家が現場を巡回した上、助言します。



この「介護事業場就労環境整備事業」は、厚生労働省から受託して企画運営しています。

National Federation of Labor Standards Associations

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

〒101-0047東京都千代田区内神田1-12-2

TEL：03-5283-1030 FAX：03-5283-1032 <http://www.zenkiren.com/>

全基連

検索

主催：中央労働災害防止協会

協力：（公社）鹿児島県労働基準協会

安全衛生スタッフ向け

割引サービス対象

リスクアセスメント実務研修

リスクアセスメントの仕組みの整備、実施の企画、管理を担当される方を対象として、リスクアセスメント導入における実際的なやり方についての研修会を開催いたします。是非、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、本研修を修了した方は、厚生労働省通達「労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修実施要領」（平成12年9月14日付基発第577号）のリスクアセスメント担当者研修を修了したものと認められます。

- 1 日 時：平成30年**11月14日（水）** 9：00～17：00（予定）
- 2 会 場：オロシティーホール 二階大会議室（鹿児島市卸本町6-12）
- 3 内 容：（1）リスクアセスメントの役割と仕組み
（2）リスクアセスメントの考え方と方法

カリキュラム（都合により変更する場合があります）

| 時 間 | 内 容 | 時 間 | 内 容 |
|-------------|--|-------------|--|
| 9:00～9:10 | 開講、オリエンテーション | 13:20～14:20 | 【講義】リスクアセスメントの手法 その2 危険性又は有害性の特定(リスクの洗い出し) リスク低減措置の検討と実施 |
| 9:10～10:40 | 【講義】OSHMSにおけるリスクアセスメントの目的と意義 OSHMSの概論、リスクアセスメントの基本 | 14:20～14:30 | 休 憩 |
| 10:40～10:50 | 休 憩 | 14:30～15:30 | 【演習】危険性又は有害性の特定、見積り、評価、 低減措置 |
| 10:50～11:40 | 【講義】リスクアセスメントの手法 その1 リスクの見積り方法 リスク低減のための優先度の設定（評価） | 15:30～15:40 | 休 憩 |
| 11:40～12:40 | 昼食・休憩 | 15:40～16:50 | 【講義】リスクアセスメントの手法 その3 導入から運用まで |
| 12:40～13:20 | 【演習】リスクの見積り、評価 | 16:50～17:00 | 質疑応答、修了証授与、閉講 |

- 4 対 象 安全衛生スタッフ、安全衛生担当者などこれからリスクアセスメントの仕組みを構築することに参画する事務局担当者（リスクアセスメントを導入及び実施体制の整備において、中心的な役割を果たす方）
- 5 定 員 **48名**（受付期間中でも定員になり次第申し込みを締め切ります。）

| 参加料 | 正規料金 | 割引料金（注2） |
|--------|---------|----------|
| 会員（注1） | 25,710円 | 15,430円 |
| 一般 | 30,860円 | 18,520円 |

参加費はテキスト代及び消費税を含みます。昼食は各自ご準備下さい。

注1 会員とは（公社）鹿児島県労働基準協会会員及び中央労働災害防止協会賛助会員事業場のことです。

注2 割引料金で受講する場合は、常時使用する労働者が300人未満の事業場で、直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（労働基準監督署の受付印があるもの）の提出が必要です。

- 7 申込締切日 **10月19日（金）まで**【期限までに定員になりました場合には締め切ります。】

8 申込方法

下記の申込用紙に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。参加費の送金は、申込締切日までに銀行振込みもしくは、現金書留にてお願いします。（振込手数料は貴社でご負担お願いします。）請求書・領収証が必要な場合は、備考欄にご記入ください。参加証は、開催日10日前頃送付致します。

なお、開催日7日前以降のキャンセルは参加費の30%、開催日当日以降のキャンセルは参加費の100%のキャンセル料を徴収させていただきます。

申込・問合せ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

(公社)鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号

099-226-3622

参加費振込先

福岡銀行 奈良屋町支店 普通預金口座 1163225

口座名「中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター」 振込み手数料はご負担ください。

| 安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修 平成30年11月14日（水）開催地：鹿児島 | | | | | |
|---|------|--------|-----|---|---|
| フリガナ | | | | 業 種 | |
| 事業場名 | | | | 事業場規模 | <input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50~99人 <input type="checkbox"/> 100~299人 <input type="checkbox"/> 300人以上 |
| 所在地 | 〒 - | | | 会員について <input type="checkbox"/> 非会員（一般） <input type="checkbox"/> 鹿児島県労働基準協会会員又は中災防賛助会員 | |
| 連絡担当者 | フリガナ | 所 属 | | 役 職 | |
| | 氏名 | TEL | () | FAX | () |
| 参加者 | フリガナ | 所属・役職名 | | 年代をご記入ください。 | ※ No. |
| | 氏名 | 男・女 | | <input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上 | |
| 参加者 | フリガナ | 所属・役職名 | | 年代をご記入ください。 | ※ No. |
| | 氏名 | 男・女 | | <input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上 | |
| 該当個所の□にチェックマークをご記入ください。 参加費は 月 日（振込手数料は、ご負担をお願いします。） ¥ 円 <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金書留で送金 | | | | 備考欄 | ※ 受 付 |
| | | | | | ※ 参加証 |
| | | | | ※は記入しないで下さい。 | |

上欄にご記入いただいた会社名、氏名等により修了証等を発行させていただきますので、恐れ入りますが、名称はフルネームで正しくご記入くださいますようお願いいたします。

※割引制度の利用について

割引制度の利用を希望される場合は、以下の□にチェックマーク（✓）を記入して下さい。

割引制度の利用を希望する

割引制度の利用希望者は、本申込と共に直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）

※労働局、労働基準監督署の受付印があるもの」をご提出下さい。（受付印がない場合は納付書の写しと一緒にご提出下さい。）提出がない場合割引料金とはなりません。

※ 上記制度をご利用いただいた場合、後日効果を計るためアンケート調査にご協力いただくことになります。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、研修会的確な実施のために使用するほか、当協会が実施する各種セミナー・講演会の情報提供に使用することがあります。これらの情報提供に使用することを同意して頂けない場合には、下の□内にチェックマーク（✓）をご記入下さい。

同意しない

平成30年11月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

| 講習名 | 講習日 | 受付期間 | 受講料テキスト代 (消費税込) | 科目免除者又は受講資格 |
|--------------------------------|------------------------|-------------|---|--|
| [普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転 | 【全科目者】 11/5～11/9 | 10/9～10/12 | 【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円 | 【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 |
| | 【科目免除者】 11/5～11/6 | | 【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円 | 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く) |
| 床上操作式クレーン運転 | 11/5～11/7 | 10/9～10/12 | 【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円 | 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置 運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習 修了者 |
| 小型移動式クレーン運転 | 11/12～11/14 | 10/15～10/19 | 【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円 | 【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨 装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習 修了者 |
| 車両系建設機械運転 (解体用) | 11/12 | 10/15～10/19 | 会員 17,780円 一般 18,780円 | 【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等）技 能講習修了者 |
| 有機溶剤作業主任者 | 11/15～11/16 | 10/15～10/19 | 会員 12,824円 一般 13,824円 | ※オロシティー会場になります。 |
| 石綿作業主任者 | 11/21～11/22 | 10/22～10/26 | 会員 12,824円 一般 13,824円 | |
| 車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) | 【全科目者】 11/26～11/30 | 10/29～11/2 | 【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円 | |
| | 【科目免除者】 11/26～11/27 | | 【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円 | 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育 修了者 |
| 玉 掛 け | 11/26～11/28 | 10/29～11/2 | 【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円 | 【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動 式クレーン運転士、揚貨装置運転 士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習 修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習 修了者 |
| 特別 警 | 研削といしの取替え等 (自由研削用) | 11/19 | 10/22～10/26 | 会員 11,016円 一般 12,096円 |
| その 他 | 安全衛生推進者 | 11/19～11/20 | 10/22～10/26 | 会員 12,284円 一般 13,284円 |

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧くださいか、案内書をお取り寄せください。

記事の訂正とお詫び

9月号鹿児島労基（平成30年9月1日発行）の記事で次のとおり誤りがありました。訂正しお詫び申し上げます。
7ページ表の2箇所（傍線部分）

| | | | | |
|---|--------------------------|--------|--------|--------|
| 正 | (1) 脳血管疾患及び虚血性心疾患の労災補償状況 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 誤 | (1) 脳血管疾患及び虚血性心疾患の労災補償状況 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成28年度 |
| 正 | (2) 精神障害等の労災補償状況 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 誤 | (2) 精神障害等の労災補償状況 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成28年度 |